

社会福祉法人各務原市社会福祉協議会こどもまんなかサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 日中子どもたちだけになりやすい夏休みなどの長期休暇期間に、子どもが歩いて行ける身近な範囲に、子どもを含む地域住民が集う交流や仲間づくりの場を作ることにより、地域のつながりが生まれ、子どもたちの孤立防止や地域の中での子育てがすすむことを目的とする。

(実施主体)

第2条 こどもまんなかサロン（以下、「サロン」という。）は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）及び地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）が認め、連携・協働のもと、地域住民やボランティアが実施主体となり運営する。

2 子ども会、スポーツ少年団、クラブ活動など会員を限定し、その会員だけを対象とした活動のサロンは実施主体となれない。

(参加者)

第3条 参加者は夏休みなど長期休暇がある小中学生を中心とした地域の子どもたち、運営に協力するボランティアを含む地域住民とし、5人以上の参加者があるものをサロンとする。

2 サロンには開催の都度参加者名簿を整えるものとし、市社協などの求めがあれば提出できるようにするものとする。

(開催場所)

第4条 サロンの開催場所は、公民館、集会場、空き店舗、空き家等子どもたちが参加しやすい場所で開催するものとする。

(活動内容)

第5条 活動内容は、参加者にあわせて創意工夫し下記の活動など自由に行うことができる。

- ・レクリエーションやゲーム
- ・折り紙や小物作りなどの制作活動
- ・おしゃべりやおやつ、ランチタイム
- ・宿題や勉強に取り組む時間
- ・子どもたちと考えた活動

(助成内容)

第6条 市社協は、申請に基づき、以下の表のとおり助成を行う。

開催回数	時間	助成額
年2回以上6回まで	2時間以上	3,000円/回
	4時間以上 かつ食事提供あり	6,000円/回

(申請の方法)

第7条 地区社協は、サロン代表者からの申請に基づき、サロン開始前に「こどもまんなかサロン実施計画申請書兼助成金請求書(様式第1号)」を市社協に提出するものとする。

(助成金の交付及び返還)

第8条 市社協は、第7条の請求書が提出された場合は、あらかじめ指定された地区社協の口座に助成金を振り込むものとする。

実施計画と異なり開催回数が増えた場合、年度途中での申請を可能とし、追加助成をすることができる。一方、実施計画と異なり開催回数が減った場合や、支出額が助成金額を下回った場合、サロン代表者は市社協に差額を返還する。

(活動記録)

第9条 サロン代表者は、「こどもまんなかサロン事業実施報告書(様式第2号)」を作成し、事業終了後すみやかに地区社協会長へ提出する。

(報告の方法)

第10条 地区社協会長は、「こどもまんなかサロン事業実施報告書(様式第2号)」を確認の上、同報告書を事業終了後1か月以内に市社協へ提出する。

(書類の保存)

第11条 市社協及び地区社協は、サロンに関連する各種書類を5年間保存しなければならない。

(保険)

第12条 サロンの参加者に対する傷害保険及び損害保険については、市社協が一括加入し、活動中の事故に対しその範囲において補償するものとする。

(禁止事項)

第13条 サロン活動で知り得た個人の秘密や情報を他に漏らしてはならない。

2 サロンを利用して、宗教活動や政治活動、物品の販売等商行為を行ってはならない。

3 サロンは、会員を特定するための会費を徴収してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。